R C D E

栃木県では、「栃木県人権尊重の社会づくり条例」(H15.4.1)の制定及び「栃木県人権施策推進基本計画(改訂版)」(H23~27)の策定等をとおして、すべての県民の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現のため、人権尊重の社会づくりを総合的に推進しています。

県教育委員会は、これらの趣旨を踏まえるとともに、「栃木県人権教育基本方針」(H13.11.6決定)に基づき、「とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)」(H23~27)において、視点の一つ「人権尊重の精神をはぐくむ教育の推進」のもと、三つの施策である「人権教育推進体制の確立」、「人権教育指導者の資質・能力の向上」、「人権教育の充実と人権啓発の推進」に努め、人権尊重の精神の涵養を目的とした人権教育をすべての学校すべての地域において積極的に推進しています。

生涯学習課では、平成9年度から同和教育に参加体験型学習(ワークショップ)を取り入れた『社会同和教育指導資料』を作成しています。そして、人権教育に発展的に再構築された平成14年度からは、『人権に関する社会教育指導資料』として、参加体験型学習を中心に、指導の実践に向けた資料を作成してきました。

今年度は、主に家庭教育支援を担当する方々が、人権に視点をあてた事業を行う際、企画・立案の参考となる「家庭教育でのアクティビティ編」と、実践する際に参考となる「アイスブレーキング・資料編」を中心に、全3章構成で作成しました。特に第 II 章においては、指導者が実際に人権に関する家庭教育学級・講座等を行う際の手引となるようなアクティビティを取りあげました。

本資料が、社会教育の場面をはじめ、様々な学習の場で活用され、各市町において人権教育を推進する上で参考となることを期待しております。

平成25年3月

栃木県教育委員会事務局生涯学習課長 村山 二郎

目次

はじめに

目 次

第 I 章 **家庭教育支援事業でのアクティビティ編**1 「大切なわたし」 … 8
2 「よりよいコミュニケーションを考えよう」 … 10
3 「 I メッセージで気持ちを伝えよう」 … 12
4 「あなたなら、どうする?」 … 14
ワークシート … 16

第Ⅲ章 アイスブレーキング・資料編 1 アイスブレーキング編 …24 2 活動を深めるための資料編 …35 ワークシート …38

参考資料 「とちぎ教育振興ビジョン(三期計画)」 …42 視点6 人権尊重の精神をはぐくむ教育の推進

参考文献一覧おわりに

